

国際漁業等再編対策について

平成元年12月22日
閣議了解
平成30年12月18日
一部変更

漁業をめぐる国際環境が著しく変化している中で、漁業に関する国際規制が強化され、我が国国際漁業は、深刻な事態に直面しており、その再編整備を余儀なくされている。また、国内漁業は、我が国周辺水域の水産資源が減少している中で、最大持続生産量を実現する水準へ水産資源を回復・維持させるという目標を設定するなど資源管理手法の拡充を行い、これを踏まえた漁業生産構造の再編整備を実施していくことが必要となっている。

政府としては、これらに伴う社会的・経済的影響にかんがみ、その影響を極力緩和するとともに、これらの漁業の計画的かつ円滑な再編整備を推進するため、当分の間、これらの漁業を営む者、関連事業者及びこれらの漁業に従事する者に対し、下記の方針に基づき、所要の措置を総合的に講ずるものとする。

なお、農林水産大臣が指定する団体（以下「指定団体」という。）を通じ、予算の範囲内で、第一及び第三で定める交付金を交付するものとする。

記

第一 第一種特定漁業再編整備対策

漁業に関する国際規制の強化により操業の維持に支障を生じたものとして農林水産大臣が指定する漁業（以下「第一種特定漁業」という。）について、再編整備を進めるための漁船の隻数の縮減（以下「減船」という。）を実施するために必要な次の措置を講ずる。

1. 減船漁業者救済措置

(1) 対象者

農林水産大臣が第一種特定漁業ごとに定める減船を実施するための基本方針（以下単に「基本方針」という。）に定められた要件に該当する第一種特定漁業を営む者であって、その者を構成員とする漁業協同組合その他

の法人が農林水産大臣の認定を受けて定める減船に関する計画に参加したものを対象とする。

(2) 内容

ア 減船を行った(1)の者に対し、指定団体を通じ、予算の範囲内で、救済費交付金及び不要漁船処理費交付金を交付する。

イ なお、基本方針においては、救済費交付金については一定期間内の減船に限り交付され、かつ、その額が減船の時期に応じて逡減することを、不要漁船処理費交付金については当該一定期間内の減船に限り交付されることを明らかにする。

2. その他の措置

第一種特定漁業を営む者であって、1の(1)の要件に該当しないもの又は1の(2)のアの交付金の交付を受けず、かつ、同(2)のイの一定期間の経過後も第一種特定漁業を継続して行うものが、将来の減船に備えるための積立金等に充てるため指定団体に負担金を拠出しようとするときは、当該指定団体の円滑な業務運営を確保するよう、及びその負担金について損金算入措置等の租税制度を活用して的確に処理するよう指導に努める。

第二 第一種特定漁業者及び水産加工業者、資材供給業者等関連事業者の事業転換等対策

1. 第一種特定漁業者の事業転換対策

第一種特定漁業を営む者の漁業以外の事業への円滑な転換を確保するため、これらの者に対し、事業転換の態様等を踏まえ必要に応じ適切な資金融通を行うよう努める。

2. 水産加工業者、資材供給業者等関連事業者の事業転換等対策

第一種特定漁業の再編整備に伴い著しい影響を受ける水産加工業者、資材供給業者等関連事業者については、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法(昭和61年法律第4号)等の活用、水産加工資金の融通等により、新たな経済的環境への円滑な適応の確保に努める。

第三 第二種特定漁業再編整備対策

資源管理の強化のため農林水産大臣が指定する漁業(以下「第二種特定漁業」という。)について、再編整備を進めるための減船その他資源管理の強化のために必要な措置を講ずる。

1. 対象者

漁獲量について上限が定められた後、水産資源を回復するための計画に基づき、減船若しくは休漁を行う第二種特定漁業を営む者又は第二種特定漁業の再編に伴い影響を受ける水産加工業者を対象とする。

2. 内容

- (1) 減船を行った1の者に対し、指定団体を通じ、予算の範囲内で、救済費交付金及び不要漁船処理費交付金等を交付する。
- (2) 休漁を行った1の者に対し、指定団体を通じ、予算の範囲内で、休漁支援費交付金を交付する。
- (3) なお、1に定める計画においては、救済費交付金については一定期間内の減船に限り交付され、不要漁船処理費交付金については当該一定期間内の減船に限り交付されることを明らかにする。
- (4) 第二種特定漁業の再編に伴い影響を受ける水産加工業者に対し、新たな経済的環境への円滑な適応の確保に努める。

第四 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、第一種特定漁業からの離職を余儀なくされた者について、その実態に即応しつつ必要に応じ、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）に基づく措置等を通じ、再就職の促進等に努める。

また、漁獲量について上限が定められるなど、漁業の経済的諸条件の著しい変動に対処するために実施された減船に伴い、第二種特定漁業からの離職を余儀なくされた者について、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）に基づく措置等を通じ、再就職の促進等に努める。